

## 判定員業務マニュアル目次

- 第1 目的
- 第2 判定業務の心得
- 第3 判定員の編成及び判定コーディネーター
- 第4 応急危険度判定員の参集行動基準
- 第5 持参する判定資機材等
- 第6 応急危険度判定の実施
- 第7 判定結果の表示
- 第8 住民対応及びマスコミ対応

## 第1 目的

1. このマニュアルは、地震による被災建築物応急危険度判定を行う被災建築物応急危険度判定員の業務基準を定めることにより、被災建築物の応急危険度判定を、迅速かつ的確に行い余震による二次災害の防止を図ることを目的とする。

## 第2 判定業務の心得

1. 被災建築物応急危険度判定員（以下「判定員」という。）は、原則として実施本部の要請により判定業務に従事する。  
ただし、要請を受けないで自ら判定業務に従事することを希望する場合は、必ず実施本部の指示に従い行動する。
2. 判定員は、判定業務を行う被災地の実施本部が定めた業務基準を遵守し迅速かつ誠実に建築物の応急危険度判定を行うこととする。

## 第3 判定員の編成及び判定コーディネーター

判定員は、実施本部のもの以下の組織に編成される。

### (1) チーム（1チームに2名）

被災地で実際に判定を実施する最小単位。原則判定員2名で構成される。

### (2) 班（1班に10チーム）

被災地で実際に判定を実施する最小グループ・最大10のチームにより構成され、判定コーディネーターから任命された班長、副班長が統括する。

### (3) 判定コーディネーター（1人につき最大5班）

実施本部、判定拠点及び東京都において、判定実施のために判定員の指導支援を行う行政職員及び判定業務に精通した地域の建築団体に属する者。判定コーディネーター1名が最大5班を統括する。

## 第4 応急危険度判定員の参集行動基準

### 1. 地元判定員の行動基準

地元判定員は、次のように行動する。

- (1) 実施本部より参集要請の連絡を受けた場合は、参集日時、判定従事期間、参集場所（一次参集場所等）及び参集場所までの移動方法の確認を行う。
- (2) 判定作業に協力するかどうかは家族、勤務先の被災状況及び自己の健康状態を勘案し、家族、勤務先ともよく相談し決める。
- (3) 地元判定員は、以下の2つの体制で指定された参集日時、参集場所に指定された方法により移動する。
  - (1) 連絡網にて周知
  - (2) 地震が起こった日から3日後の朝9時
- (4) 地元判定員は参集場所に到着後、判定コーディネーターに対して必要な事項の申告及び参集の途中で得た被災地の状況を報告する。
- (5) 地元判定員は、班長から判定資機材の提供を受けるとともに、以下の内容のガイダンスをうける。

#### ガイダンスの内容

被災状況について

（危険区域、火災発生区域、救助活動区域）

気象状況

余震情報

判定作業について

（担当地区、出発帰還場所）

具体的な判定方法について

（オペレーションタイプ）

判定調査票の記入方法について

（整理番号、建築物番号、建物規模の寸法把握）

- (6) 地元判定員は、家族及び勤務先に行動スケジュール、緊急連絡先を伝えておく。
- (7) 地元判定員は、参集場所到着後は原則として実施本部の指揮下に入る。

## 2. 応援都道府県及び応援市区町村の判定員の行動基準

応援都道府県及び応援市区町村の判定員（以下「応援判定員」という。）は、次のように行動する。

- (1) 応援判定員は、応援都道府県等からの判定応援要請の連絡を受けた場合は参集日時、参集場所及び判定業務従事予定期間等の確認を行う。
- (2) 応援の判定作業に参加するかどうか家族、勤務先ともなるべく相談し決定する。
- (3) 判定作業に参加する場合は、判定活動受諾の連絡を行い、被災地の状況に応じ、特に持参すべき判定機材、判定用具等の指示を受ける。
- (4) 応援判定員は、参集場所に到着後、応援都道府県等の職員に自己の健康状態を含め必要な事項の申告を行う。
- (5) 応援判定員は、被災地の東京都又は実施本部到着までの間は原則として応援都道府県等の指揮下に入る。
- (6) 被災地の東京都又は実施本部への移動は、原則として応援都道府県等が指定した方法により移動する。
- (7) 応援判定員は、班長から判定資機材の提供を受けるとともに、地元判定員と同様にガイダンスを受ける。
- (8) 被災地の東京都又は実施本部到着後は、原則として東京都又は実施本部の指揮下に入る。

## 第5 持参する判定資機材等

判定員は、実施本部、東京都、支援都道府県等で準備する判定資機材とは別に、判定業務に必要となる判定資機材を持参する。

## 第6 応急危険度判定の実施

1. 判定作業は、判定拠点の判定コーディネーターが各班長に指示し、各班長が各判定員に判定コーディネーターの指示内容を伝え実施する。
2. 判定員は必ず判定終了時間、参集時間遅参の場合の対応を確認しておくこと。
3. 判定実施区域への移動は、判定拠点で用意した輸送手段により移動する。
4. 判定員は、判定作業を行う際には応急危険度判定員登録証を必ず携帯するとともに、腕章等を身につけ判定員として識別出来るようにする。
5. 判定作業は、原則として2人1組のチームで行う。
6. 判定作業中及び移動中は、お互い危険に注意し、危険な場所に近づかない等、無理な活動はしない。
7. 緊急事態（余震その他の災害が発生した時等の障害等）、判定における疑問等については、班長を通じ携帯等で実施本部又は判定拠点と連絡を行い判定コーディネーターの指示をあおぐ。
8. 判定作業は、迅速かつ誠実に行い被災地の住民に対し、誠意をもって対応する。
9. 判定結果については、判断根拠を随時建築物ごとに記録する。
10. 判定業務終了後、実施本部又は判定拠点に戻り、班長に判定結果等並びに自己の健康状態の報告を行う。又、判定結果の中で特に注意を必要とする被災建築物等については、その旨報告する。
11. 班長は、各判定員から判定結果等の報告受け次第判定結果の集

計を行い、判定コーディネーターに集計結果の報告を行う。又、判定結果の中で特に注意を必要と報告された被災建築物等については、必要な措置について具申する。

12. 判定員は、原則として実施本部又は東京都で準備した宿泊施設に宿泊する。ただし、地元判定員は自宅に戻ることが出来る。その場合は翌日の判定活動について判定コーディネーターの指示を受ける。

## 第7 判定結果の表示

各建築物判定終了後、判定結果に基づき建築物ごとに、当該建築物の出入口等見易い場所に「危険」、「要注意」、「調査済」のいずれかの判定ステッカーを貼ることとする。判定ステッカーには、判定結果に基づく対処方法に関する簡単な説明を明記することとする。

## 第8 住民対応及びマスコミ対応

1. 判定員は、判定を行う場合、判定に対する住民の理解を得るために実施本部等で準備した判定のパンフレットを持参し、必要に応じて配布する。
2. 所有者（又は住居者等）が在宅していればその場で結果を知らせることとし、判定について質問等があった場合には、適切に回答するものとする。
3. 現地で判定以外の業務を求められた場合、丁寧にお断りしすみやかにその場を離れる。
4. 判定に際して、所有者（又は住居者等）の理解を得られなかった場合、判定ステッカーを貼らずに、判定調査表にその旨の記録のみ残す。（ステッカーを剥がされた場合も同様）
5. 日本語の通じない外国人居住者に対しては、英語等で書かれたステッカー及び判定結果説明等を用いて対応する。
6. マスコミとの対応方法については、実施本部長が対応を行う。